

平成30年度 第5回 特別職報酬等審議会 会議録

日 時／平成30年11月30日（月）13：30～14：20

場 所／庄内町役場本庁舎 第一会議室

出席委員／川井利光、渡会正、阿部勉、秋葉正一、富樫仁、日下部忠明、高野学、足達正善、田澤縁

アドバイザー／小野英一（東北公益文科大学准教授）

事務局／総務課長 海藤誠、総務課主査兼総務係長 高田謙、総務係主任 佐藤成紀

欠 席／伊藤和美

遅 刻／田澤縁

会 長： 何かとお忙しいところ、第5回の報酬等審議会に出席いただき感謝したい。
先日、現職議員と議員OBとの研修会に参加したが、町HPに掲載されている本審議会の会議録のことが話題となり、関心の高い話題であると感じた。この審議会も今回で最後となる予定なので、答申書の取りまとめについて皆様からご協力願いたい。

【協 議】

(1) 諮問に対する答申について

会 長： 答申案及び資料について、事務局より説明を願う。

事 務 局： これまで審議会で出された意見を取りまとめ、答申書の体裁に整えて、たたき台として「答申案」を配布させていただいた。

※前回までに出された意見及び答申案について事務局説明

会 長： 始めに「1 庄内町議会議員の報酬について」意見等を聞きたい。

委 員： 期末手当の加算率は今後変わることはないのか。

事務局長： 条例に定めている率であり、状況に応じて今後改定される可能性も有り得る。

会 長： 【その他審議会が出された主な意見】の「その他」の文言は必要ないのではないか。

委員一同： 了

会 長： 報酬月額については「議長 320 千円、副議長 260 千円、議員 240 千円」でよろしいか。

委員一同： 了

会 長： 【理由】についてはこれでよろしいか。

委員一同： 了

会 長： 【審議会で出された主な意見】についてはどうか。
皆さんから出された意見がかなり盛り込まれていると思うが、ご意見を願いたい。

委 員： 前回の審議会で出された意見も含め、全体的に盛り込まれていると思う。

会 長： それでは「1 庄内町議会議員の報酬について」は、報酬額及び理由については答申案のとおりとし、【その他審議会で出された主な意見】の「その他」を削除し【審議会で出された主な意見】と改め、この内容で取りまとめさせていただきます。

委員一同： 了

委 員： 定数減を条件として議員報酬の増額を答申するが、議会において議員定数削減案が受け入れられなかった場合はどうなるのか。

会 長： 審議会としては2名以上の定数削減を条件としているため、その場合は報酬増額とした答申内容は、当然無効の取扱いとなる。

委 員： 議員定数については町長に提案権がないため、議会側で答申書を尊重して自ら定数削減しないと、自分達の報酬が増額されないことを理解してもらえないのではないか。

委 員： 答申書では2名から5名削減を条件としているため、最低でも2名は削減されるのではないか。

委 員： 定数削減について、「必ず」の文言を追加しなくてもよいか。

会 長： 定数削減を条件とした報酬増額であるため、このままでよいのではないか。

委員一同： 了

会 長： 続いて「2 町長、副町長及び教育長給料について」意見を出してもらいたい。
前回の審議会で「町長 780 千円、副町長 600 千円、教育長 580 千円」と確認しているが、これまでの意見では、二役の給料増額については賛成、教育長給料

については据え置きでかまわないという意見も多い。改めて意見をいただきたい。

事務局： それぞれの職の給料月額については、これまでの審議会で県内町村における順位について説明してきた。参考にそれぞれの職の平均額について申し上げる。町（村）長の平均額は「799,455 円」、副町（村）長は「622,273 円」、教育長は「570,227 円」が、県内町村における平均額となっている。

会長： それでは、これまでの議論も踏まえて「町長 780 千円、副町長 600 千円、教育長 570 千円」としていかがか。内容も含めて意見を求める。

委員： 「改定する手立てを講じるべきである」とあるが、議員報酬では「改定すべきである」と表記している。このことについて理由はあるか。

事務局： 議員報酬と同様に「改正すべきである」としたいがどうか。

委員一同： 了

委員： 改めての確認になるが、三役給与額の改定について議会に提案するのは町長か。

会長： そのとおりである。

委員： 私も前回の審議会においては、町長給料月額にいついて 780 千円でいいと考えたが、その後 780 千円に増額しても他町村に比べて低いのが気になっている。800 千円と答申されても、町長自身がそこまで増額する必要がないと判断すれば、それより低い金額で議会に提案されることも有り得るのか。

会長： 政治判断として、そのような場合も有り得る。

委員： それであれば政治判断で金額が抑えられることも想定して、800 千円で答申してはどうか。

会長： これまでの議論を尊重して、今回の答申額としては月額 780 千円のままでよいと思うがどうか。

委員一同： 了

会長： 三役給料額については「町長 780 千円、副町長 600 千円、教育長 570 千円」で答申することとする。

会長： 【理由】について答申案の内容でよろしいか。

委員一同： 了

会 長： 「その他」を削除して、【審議会が出された主な意見】については答申案のとおりでかまわないか。

委員一同： 了

会 長： 「2 町長、副町長及び教育長の給料について」は、一部文言訂正の上、この内容で取りまとめさせていただく。

委員一同： 了

会 長： 続いて「3 その他特別職の報酬額について」は、答申案のままでよろしいか。

委員一同： 了

会 長： 答申する際は、どのような形になるか。

事務局： 日程調整の上、後日会長から町長に答申する形で考えている。

会 長： 全体をとおして、答申書について意見はないか。意見等が無いようであれば、本日確認した内容で答申させていただく。

委員一同 了

(2) その他

会 長： その他について、何かあるか。

事務局： 答申書については、事務局で文言整理を行い会長確認のうえ最終的な答申書とさせていただきたい。

委員一同： 了

事務局長： 後日、最終の答申書を委員の皆さんに配布させていただく。

会 長： 最後に小野アドバイザーから一言いただきたい。

小野先生： 通常のこのような審議会では、事務局があらかじめ答申案を作成し、審議会ではそれを了承するといった形が一般的である。この審議会では、毎回委員が議論し審議会合意形成を図っていくという形であり、一から形づくった答申内容であり、本当にすごい審議会だったと思う。

会 長： 小野アドバイザーからお褒めの言葉を頂戴したように、委員の皆さんからは本当にたくさんの意見を出していただいた。これで庄内町特別職報酬等審議会を閉会します。大変お疲れ様でした。